

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策室) 一
- 公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 一
- 海岸保全区域の変更 (同) 二
- 海岸保全区域の指定 (同) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (新産業振興課) 三
- 工業用水供給規程の一部を改正する管理規程 五
- 水道用水供給規程の一部を改正する管理規程 六
- 労働委員会
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 七

## 告 示

## ○宮城県告示第二十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

## 二 畜種

牛(ホルスタイン種)

## 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

## 四 発生の場所又は区域

登米市

## 五 発生年月日

令和六年一月十一日

## 六 患畜の取扱い

法令殺

## ○宮城県告示第二十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和六年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 出願年月日

令和五年十二月十九日

## 二 出願人の名称

女川町

## 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## 1 埋立区域

## (一) 位 置

第一種万石浦漁港区域内

牡鹿郡女川町針浜字唐松五三及び四―一に隣接した公有水面

## (二) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ春分秋分の満潮位(DL+1.60メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

イの地点 牡鹿郡女川町針浜字唐松五三番地内に設置された漁港基点(北緯三八度二五分二九・九五二九秒 東経一四一度二五分〇八・三七二九秒)から二二度四四分四

- 一 秒 八〇・九五メートルの地点
- 口の地点 イの地点から 三〇四度二分〇一秒 一九・六七メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から 三四度二分四六秒 六五・〇〇メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から 一二四度二分五五秒 八・二二メートルの地点
- (二) 面積 五二一・八一平方メートル(埋立区域)
- 2 埋立てに関する工事の施行区域
- (一) 位置 第一種万石浦漁港区域内  
牡鹿郡女川町針浜字唐松五三及び四一―地先公有水面
- (二) 区域 次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域  
Aの地点 牡鹿郡女川町針浜字唐松五三番地内に設置された漁港基点(北緯三八度二五分二九・九五二九秒 東経一四度二五分〇八・三七二九秒)から二〇七度三七分五九秒 七七・五四メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から 二一四度二分四五秒 七・七四メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から 二二〇度一七分四五秒 二一・八三メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から 三〇四度二分四八秒 七二・一四メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から 三四度二分四五秒 一二七・七六メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から 一二四度二分四六秒 六八・四六メートルの地点
- (三) 面積 七三八九・九四平方メートル(施行区域)
- 四 埋立地の用途 漁港施設用地
- 五 縦覧期間 令和六年一月二十三日から令和六年二月十二日まで
- 宮城県告示第二十七号 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成十七年宮城県告示第二百八十二号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。  
令和六年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二十九号

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名
	三陸南沿	気仙沼漁港	浪板大浦地区
指定区域	次に掲げるイ点からト点までを順次結んだ線及びイ点とト点を結んだ線により囲まれた区域		
	イ点 基助基点 ハ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ホ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ヘ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ニ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 リ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ル点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ヲ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ヱ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 カ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 キ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ク点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ケ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 コ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 サ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 シ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ス点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 セ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ソ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 タ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点		

○宮城県告示第二十八号  
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
令和六年一月二十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名
	三陸南沿	気仙沼漁港	前浜地区
指定区域	次に掲げるイ点からト点までを順次結んだ線及びイ点とト点を結んだ線により囲まれた区域		
	イ点 基助基点 ハ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ホ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ヘ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ニ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 リ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ル点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ヲ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ヱ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 カ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 キ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ク点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ケ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 コ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 サ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 シ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ス点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 セ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 ソ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点 タ点 八八度四分三〇分三〇秒 七三・七四メートルの地点		

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市浦の浜九六番四地先から 同市浦の浜九六番一地先まで		前	一五・六	一三・〇
		後	一四・一	一三・〇

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び予定数量
    - (一) 調達案件 産業技術総合センター依頼試験及び機器保守管理等業務
    - (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター
  - 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
    - 1 過去五年間に国、地方公共団体等と当該業務に類似する契約（仕様書別表一に定めるコンクリート試験（強度試験）を含む複数の試験項目の実施業務）を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績がある者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しないこと（被補助人・被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

3 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

4 3以外のもので開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

8 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に掲げる次のいずれかに該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

10 入札説明書に示す業務説明会及び面談に参加の上、四三に示す期間内に入札参加資格確認申請を行い、審査を受けていること。また、入札執行日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 仕様書11(2)に定める要件を満たす職員を二名以上、同(3)に定める職員を一名以上雇用していること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三三五）へ令和六年二月八日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班（担当 堺 里緒 電話〇二二一三三三三五）

七二二)

3 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月十六日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年二月十六日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 令和六年二月二十二日（木）から令和六年三月一日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 日時 令和六年三月一日（金）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年三月四日（月）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十四階 経済商工観光部応

接室

五 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者  
六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十

八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

#### 七 概要

#### Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Test administration and equipment maintenance for the Industrial Technology Institute. Miyagi Prefectural Government (1 set)

2 Period of Implementation : April 1, 2024 to March 31, 2027

3 Place and Deadline for Bid Submission : March 1, 2024

New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8570

4 Time and Place for Bid Selection : March 4, 2024, 10 : 00 a.m. drawing Room, 14<sup>th</sup> Floor, Miyagi Prefectural Government Building

5 Contact Information : SAKAI, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan  
TEL: 022-211-2722

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

## 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年一月二十三日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。  
様式第十五号を次のように改める。

様式第15号 (第20条関係)

工業用水使用水量通知書

使用者氏名	
測定月日	年 月 日
使用月	月分
基本水量	立方メートル
超過水量	立方メートル
記事	

工業用水供給規程第20条第2項の規定により上記のとおり通知します。

年 月 日

宮城県公営企業管理者  
(公印省略)

附 則

この管理規程は、令和六年一月三十一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第二号

水道用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年一月二十三日

宮城県公営企業管理者 佐藤 達也

水道用水供給規程の一部を改正する管理規程

水道用水供給規程（昭和五十五年宮城県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「納入通知書により納入しなければ」を「納入通知書による納入又は口座への振込みにより支払わなければ」に改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第8条関係)

水道用水給水量等通知書

月 分

市 町 村 名 称		
	代 表 者 氏 名	
給水量	測定年月日	
	当月給水量	
料(水道用水供給料金) 利用料金金	基本料金	
	使用料金	
	計	
利用料金		
料金及び 利用料金計		
記 事		

水道用水供給規程第8条第3項の規定により上記のとおり通知します。

年 月 日

宮城県公営企業管理者  
(公印省略)

附 則

この管理規程は、令和六年一月三十一日から施行する。

## 労働委員会

○宮城県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和六年一月二十三日

宮城県労働委員会

公 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和6年1月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令4. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	令4. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	令4. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教 授		令4. 4. 1
高 さやか	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授		令6. 1. 1
佐々木 弘 昭	宮城県労働委員会委員 全日本通労働組合宮城支部執行委 員長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令4. 4. 1
加 藤 仁 仁	宮城県労働委員会委員 U.A.ゼンセン宮城県支部支部長	U.A.ゼンセン山口県支部支 部長	令4. 4. 1
高 橋 京 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学職員組合 書記次長		令4. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城連 合会事務局長		令4. 4. 1

北 館 和 彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長		令5. 8. 1
大 内 栄 治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令4. 4. 1
伊 藤 光 芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所執行役員 管理本部長	令4. 4. 1
成 田 努	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事	東北電力株式会社ビジネス ササ一本部人財部部長	令4. 4. 1
小野木 克 之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取 締役	令4. 4. 1
清 野 敦	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネス ササ一本部人財部部長		令5. 6. 1
中 村 今日子	宮城県労働委員会事務局長		令5. 4. 1
岩 崎 謙 二	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長		令4. 4. 1